

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉野町は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

吉野町長

公表日

令和7年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	・国民健康保険法、地方税法、その他の国民健康保険に関する法律および条例に基づき、被保険者の資格管理、保険給付事業、国民健康保険税の賦課、徴収事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①被保険者の資格管理 ②保険給付 ③保険税賦課・徴収 ④国民健康保険に関する証明書等の発行 ⑤国民健康保険者台帳の照会 ⑥情報提供に必要な情報を「副本」として保持 ⑦国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 ⑧オンライン資格確認等に係る被保険者の資格管理
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システムおよび医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル、被保険者資格情報等	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(44の項) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表(44の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1欄が「市町村長」に係る項のうち第2欄が「国民健康保険法」を含むもの 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69,70,71の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第3欄に「医療保険者」及び他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第4欄に「医療保険給付関係情報」及び他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項が含まれる項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,173の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民税務課
②所属長の役職名	町民税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町上市80番地の1 吉野町役場 総務課 電話番号 0746-32-3081
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町上市80番地の1 吉野町役場 総務課 電話番号 0746-32-3081
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	システム等への入力作業を行う際には突き合わせを行い、入力作業完了後は別の職員が確認作業を行う等の対策を講じている。 また、入力作業の完了、未完了に関わらず特定個人情報が記載された申請書等は、施錠できる棚等に保管することを徹底しており、対策は十分であると判断している。

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	吉野町情報セキュリティ基本方針、吉野町情報セキュリティ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等以下の対策を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠可能な場所に保管することを徹底する。 ・ 情報資産は必要に応じ鍵付きのケース等に格納し、暗号化又はパスワードの設定を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じている 以上の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16、30項)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3	番号法第9条第1項および別表第一(16、30の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条		
平成30年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長	町民課長 岩本 佐登美		
平成30年6月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月8日時点	平成30年6月1日時点		
平成30年6月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月8日時点	平成30年6月1日時点		
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	町民課長 岩本 佐登美	町民課長	事後	様式改正による変更
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	更新
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	更新
令和1年6月24日	IV リスク対策		追加記載事項	事後	様式改正による変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、106の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、106の項)		
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 町民課 ②所属長の役職名 町民課長	①部署 町民税務課 ②所属長の役職名 町民税務課長		
令和7年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一(16、30の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条	番号法第9条第1項 別表(44の項) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表(44の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、106の項)	＜情報照会の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1欄が「市町村長」に係る項のうち第2欄が「国民健康保険法」を含むもの 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69.70.71の項 ＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第3欄に「医療保険者」及び他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第4欄に「医療保険給付関係情報」及び他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項が含まれる項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,173の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和7年6月1日	V. リスク対策 8. 人を介在させる作業		追加記載事項	事後	様式改正による変更
	V. リスク対策 9. 監査	8. 監査	9. 監査	事後	様式改正による変更
	V. リスク対策 10. 従事者に対する教育・啓発	9. 従事者に対する教育・啓発	10. 従事者に対する教育・啓発	事後	様式改正による変更
	V. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加記載事項	事後	様式改正による変更